

広報 くろたき

2020年
No.455

5月号

主な内容

- P 2 議会だより
- P 3～4 村の話題
- P 5 補助事業申請受付
- P 6～7 お知らせ
- P 8～9 新型コロナウイルス
感染症に関する情報
- P 10 健康づくり情報



4月 7日(火) 黒滝小学校・中学校 入学式
4月10日(金) 黒滝こども園 入園式



村の話題



100歳長寿祝金贈呈

このたび、寺戸 林シカ様がめでたく100歳を迎えられました。
ご長寿のお祝いとして、村より100歳長寿祝金を贈呈させていただきました。
今後とも長寿を重ねられますよう、お祈りいたします。



瀧谷 彰氏 「瑞宝双光章」受章

3月1日付で叙勲が発令され、楨尾 瀧谷彰氏が「瑞宝双光章」を受章されました。
瀧谷氏は、長年にわたり学校教育現場において、とりわけへき地教育の充実・推進に多大な貢献をされてきました。その功績が認められたことにより、今回の受章となりました。
「受章する光栄に浴し、誠にありがとうございます。」
(瀧谷 彰氏)



黒滝郵便局に 南都銀行 ATM・共同窓口 を設置

黒滝郵便局内に、南都銀行のATM・共同窓口が設置されました。
ATMでは紙幣の入出金や通帳記入等、共同窓口では各種変更手続き等ができます。また、タブレットを使用して銀行の行員と会話することもできます。
郵便局への銀行ATM・窓口の設置は全国で初めての取り組みです。



手作りマスク作成

新型コロナウイルス感染予防のため、村民の有志の方々が集まり、手作りマスクを作成されました。
マスクは各世帯へ1枚ずつと、学校や社会福祉協議会などに寄贈されました。
感染・拡大防止にご協力いただき、ありがとうございました。

議会

議会活動状況

4月

7日●小・中学校入学式
10日●こども園入園式
24日●例月出納検査

人事異動

4月1日付で、村職員の異動を行いました。
これからも、村民の皆さまのご期待に添えてまいります。

※(一)内は前役職等

【議会事務局】
局長 田辺 智里
(会計課 課長)
【会計課】
課長 岡村 昭仁
(住民生活課 課長)

【企画政策課】
課長 大谷 宗弘
(議会事務局 局長)
【住民生活課】
課長 辰己 洋昭
(教育委員会事務局 次長)
主事 永井 佑卓
(奈良県研修派遣)
【保健福祉課】
主事補 徳田 将太
(企画政策課 主事補)
【林業建設課】
課長 前田 斉
(企画政策課 課長)
主事補 佐田 拓也
(住民生活課 主事補)
【教育委員会事務局】
次長 杉尾 嘉基
(林業建設課 課長)
【診療所】
医師(所長) 中本 順
(奈良県より派遣)
【退職】(3月31日付)
福島 功士
(診療所所長・派遣任期満了)
中山 裕貴
(保健福祉課研修員・派遣任期満了)

「黒滝村ふるさと応援基金」の状況

黒滝村ふるさと応援基金について令和元年度の寄付受付状況を公表します。

令和元年度寄付金 **2,978,343円**

黒滝村ふるさと応援基金残高 21,973,309円(令和元年度末現在)

○令和元年度寄付いただいた方
(受付順)

○寄付金事業別内訳
寄付金の使途を事業別に指定していただいています。

氏 名
門 田 充 幸 様
田 口 薫 様
メ イ 利 子 様
大 前 安 和 様
北 村 孝 司 様
河 合 綾 子 様
そ の 他 97名
合 計 103名

プライバシー保護のため、氏名掲載にご協力いただいた方のみ掲載しています。

寄 付 の 区 分	寄 付 金 額	残 高
暮らしに関する事業	415,000 円	1,767,790 円
産業に関する事業	465,000 円	1,509,500 円
教育文化に関する事業	205,000 円	10,644,790 円
指 定 な し	1,893,343 円	8,051,229 円
合 計	2,978,343 円	21,973,309 円

◆お問合せ先 企画政策課

補助事業の申請を受け付けます

空き家除却補助事業

将来的に周辺に影響を及ぼす恐れのある空き家について、空き家の自発的な除却（解体）を促進して適正な管理や美観維持を図るため、除却工事費用の一部を補助します。

◆補助額

補助対象経費の1/2（上限50万円）

◆募集期間

5月1日～6月19日

※補助事業の採択は審査会にて決定します。
（令和2年度は2件を予定）

※交付（採択）決定後に除却事業を実施してください（事前実施は対象となりません）。

空き家リフォーム補助事業

空き家を利用し黒滝村へ移住するために空き家バンク登録物件のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します。移住者または空き家所有者のどちらかが申請できます（売買契約または賃貸借契約締結後の改修が対象です）。

◆補助額

補助対象経費の1/2（上限50万円）

◆募集期間

随時募集 募集期間に期限はありません

※交付（採択）決定後にリフォーム事業を実施してください（事前実施は対象となりません）。
（令和2年度は2件を予定）

起業支援補助事業

村内における起業の環境を整え、定住の促進を図り、地域振興につなげるため、起業に必要な経費の一部を補助します。

◆補助額

補助対象経費の1/2（上限50万円）

※ただし地域おこし協力隊は

10/10（上限100万円）

◆募集期間

5月1日～6月19日

※補助事業の採択は審査会にて決定します。
（令和2年度は2件を予定）

※交付（採択）決定後に起業を実施してください（事前実施は対象となりません）。

※ 補助事業にはその他諸条件がありますので、詳しくは右記までお問合せください。
（村ホームページから補助要綱、申請様式をダウンロードできます。）

◆お問合せ先 企画政策課

黒滝村農林産物 出荷奨励対策事業補助

黒滝村の地域農林産物の出荷率向上及び黒滝村内の農産物直売所の活性化を図り、農業経営の基盤の強化と生産者の負担の軽減を目的として、販売手数料の補助を行います。ぜひご利用ください。

◆補助額

販売手数料の全額とし、販売額の15/100を上限とします。

◆農産物直売所への間接補助形式となり、次に掲げる農産物直売所とします。

- ①道の駅吉野路黒滝
- ②奈良の奥座敷市場

※村外の生産物、村内外の加工品は対象としていません。

※詳しくは農産物直売所へお問合せください。

ご卒園・ご卒業おめでとうございます



黒滝こども園
第6回 修了証書授与式

3月16日に中学校、3月19日にこども園、3月23日に小学校で卒園・卒業式が行われました。
今年は、こども園5名、小学校4名、中学校4名の方が卒園・卒業されました。
皆さまのこれからの更なる活躍を期待しています。



黒滝小学校
第32回 卒業証書授与式



黒滝中学校
第73回 卒業証書授与式

ご入園・ご入学 おめでとうございます



黒滝こども園 第7回 入園式



黒滝小学校 第33回 入学式
黒滝中学校 第74回 入学式



特設人権相談所開設

人権擁護委員制度をご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です

昭和23年、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、地域住民の中にあって国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

◆黒滝村人権擁護委員

山内 弘昭氏（中戸）
上浦 早苗氏（槇尾）

令和2年度啓発活動重点目標は

みんなで築こう 人権の世紀

―考えよう 相手の気持ち―

未来へつなげよう

違いを認めあう心―

21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識すること

で、他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴え、とともに、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための啓発活動を展開していくこととします。

この一環として6月1日に「全国一斉特設人権相談所」が開設されます。

特設人権相談所

◆日時 6月1日（月）

午後1時～4時

◆場所 黒滝村役場

1階 会議室

※秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

◆お問合せ先 住民生活課

困ったら一人で悩まず 行政相談

国や県、村の行政や仕事について、わからないこと、困っていることがありますたら、行政相談委員が開催する行政相談所にお気軽にお尋ねください。相談は無料で、秘密は厳守します。

◆日時 5月15日（金）

午後1時～4時

◆場所 黒滝村役場

1階 会議室

◆相談のお相手

行政相談委員 徳田 初氏

（☎62・2555）

◆お問合せ先 総務課

第11回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族のうちで、令和2年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

対象となるのは、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 右記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆請求期限 令和5年3月31日

該当される方は、是非お手続きください。

◆お問合せ先・請求窓口 保健福祉課

空き家セミナー&相談会

空き家に関するセミナー、相談会を開催します。

個別相談会では、専門の担当者が、空き家の活用や相続、管理や処分など、様々なお悩みにお答えします。

空き家所有者の方、将来的に空き家になる物件をお持ちの方は、是非ご相談ください。

◆開催日・場所

- 5月 16日（土）吉野町中央公民館
- 23日（土）奈良市西部公民館
- 30日（土）御所市役所
- 7月 11日（土）天川村山村開発センター（天川村・黒滝村合同）

◆開催時間

- セミナー 午後1時～2時
- 相談会 午後2時15分～4時15分

◆お問合せ先

- 特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ
- ☎0744・35・6211

自動車税種別割の納期限は

6月1日（月）です

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売などの場合は使用者）に課税されます。必ず納期限までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金が増加されます。

金融機関や県税事務所の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカード、スマートフォン決済アプリケーション（PayPay、LINE Pay、PayB）でも納付ができます。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

運輸支局での住所変更手続きが遅れている等の理由により、自動車税種別割納税通知書が届いていない場合は、自動車税事務所までご連絡ください。

※住所を変更された方や県外ナンバーの自動車をお持ちの方は、運輸支局ですみやかに

変更登録の手続きをしてください。

◆お問合せ先

奈良県自動車税事務所

自動車税第一課

☎0743・51・0081



奈良県立大淀養護学校 就学相談・教育相談

奈良県立大淀養護学校では、知的障害のある幼児の保護者や児童・保護者等に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、例年体験学習等を実施しております。しかし、今年度は、新型コロナウイルスの感染対策を考慮し、就学相談と教育相談を次のとおり行います。

◆就学相談

今年度、就学相談については、現在通われている、園や学校までお問い合わせください。

奈良県立明日香養護学校 学校見学会・体験学習 中止のお知らせ

広報4月号で掲載いたしました「学校見学会」及び「第一回体験学習」は、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は中止となりました。

今後の相談行事については、学校のホームページをご覧ください。

◆お問合せ先

- 奈良県立明日香養護学校
- ☎0744・54・3380
- HP <http://www.e-net.nara.jp/sns/asukayougo/>

新型コロナウイルス感染症に関する情報

(※4月15日現在)

村では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報集約および村民の皆さまへの情報提供や、感染の発生と拡大の防止に関する取り組みなど、村としての対策を総合的に推進しています。

対策本部からの新型コロナウイルス感染症に関する情報は、以下のとおりです。

中止・延期となった5月までの主な行事等

こんにゃく栽培講習会	4月24日(金)	→ 中止
誠心会総会	4月28日(火)	→ 中止
各種生涯学習講座	5月開講	→ 6月開講に延期
こもれびクラブ	5月31日まで休止	
白きゅうり栽培講習会	5月12日(火)	→ 中止
集団がん検診・特定健診	5月21日(木)	→ 秋以降に延期
はつらつ教室	第1回 5月26日(火)	→ 中止
フォトゲイニング	5月31日(日)	→ 延期

公共施設等の方針

※状況により、余儀なく変更する場合がある旨、ご承知おきください。

●診療所

次のとおり診療時間を変更します。

午前	9時～11時	通常の診療
	11時～	発熱、風邪症状のある方の診療(要電話)
午後	1時30分～3時30分	通常の診療
	3時30分～	発熱、風邪症状のある方の診療(要電話)

熱や咳・だるさ・息苦しさがある場合は、受診される前に必ずお電話でお問合せください。

●歯科診療所

通常どおり診療しますが、熱や咳・だるさ・息苦しさがある場合は、受診される前に必ず診療所にお電話でお問い合わせください。

●デイサービスセンター(社会福祉協議会)

通常どおり開設しますが、熱や咳・だるさ・息苦しさがある場合は、利用される前に必ず診療所にお電話でお問い合わせください。

●わかすぎふれあいセンター(体育館含む)、こもれびホール、農林トレーニングセンター等屋内施設

5月31日まで使用休止

※おもちゃ図書館は、子どもの居場所づくりとして、村内の方に限り密集密接を避け換気を十分施したうえで利用可とします。

●健民運動場、ふれあい運動場等屋外施設

日々の健康を維持するため、村内の方に限り使用可能

●小・中学校

4月20日(月)から5月10日(日)までの間、在宅学習

●こども園

登園自粛を要請しながらの開園 ※ただし、「一時預かり」は休止

●学童保育

こども園での学童保育は休業 ※小・中学校での一時預かりを実施(要連絡)

●黒滝の湯

4月13日(月)より当分の間休館

●黒滝森物語村(「黒滝の湯」を除く)、309総合案内センター等観光施設

通常どおり開設

●ふれあいバス

通常どおり運行

新型コロナウイルス感染症の水道水への影響について

村では水道法等の法令に基づき塩素消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)を用いて適切に水道水を滅菌処理し、国が定める水道水質基準を満たした安全な水を供給しています。

新型コロナウイルス等のウイルスには塩素による消毒効果が有効とされており、適切に塩素消毒が行われている水道水からコロナウイルスに感染することはありません。安心して水道水をお使いください。

国等が実施している世帯や事業所等への支援施策

※4月15日現在

【世帯向け】

●緊急小口資金(特例貸付)＜休業された方向け＞

感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯に対する貸付

●総合支援資金(特例貸付)＜失業された方等向け＞

感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する貸付

◆お問合せ先 村社会福祉協議会

【事業所等向け】

●小規模事業者持続化補助金 ●ものづくり補助金

感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対する加算措置等

●新型コロナウイルス感染症特別貸付 ●新型コロナウイルス対策マル経

感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対する融資枠別枠の制度

◆お問合せ先 村商工会

☎62-2128

●セーフティネット対策資金(4号、5号) ●大規模経済危機等対策資金

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠で保証する資金繰り支援制度

◆お問合せ先 奈良県信用保証協会

☎0742-33-0551

●小学校休業等対応助成金

臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して、有給休暇を取得させた事業主に対する助成金制度

◆お問合せ先 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

☎0120-60-3999

(受付時間：午前9時～午後9時 ※土・日曜日、祝日含む)

【新型コロナウイルス感染拡大に対処するための政府経済対策】

収入が減少した家庭に対する現金給付や子育て支援、中小・小規模事業者向けの給付等を盛り込んだ新型コロナウイルス感染拡大に対処するための政府経済対策については、具体の対策が国より示されたときに別途周知します。

新型コロナウイルスの感染予防には、一人ひとりの心がけが重要です。こまめな手洗い、咳エチケット、換気を心がけ、しっかりと感染予防対策をしましょう。

高齢者や持病がある人は、人ごみを避けるなど、より注意してください。

奈良県内ではほぼ毎日感染者が発生しています。感染のおそれが高い大都市への往来は自粛してください。

黒滝村新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局(役場 保健福祉課)

禁煙外来のご案内
5月31日は「世界禁煙デー」

喫煙が健康に与える影響は大きく、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題です。

生活習慣病を予防するうえで、今一度たばこの害について考えてみてください。

診療所では、禁煙外来を行っていますので、この機会に禁煙にチャレンジしませんか。

◆お問合せ先 診療所

熱中症は予防が大事！

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもってしまうことで起こります。

高齢者や子どもは特に気を配る必要があります。

予防法

●ふだんから睡眠を十分にとり、食事に気をつけ、体調を整えてください。

●室内は直射日光を避け、換気をよくして、必要に応じて、扇風機やエアコン等を使用しましょう。

●外出時は通気性のよい衣服と日傘や帽子を着用しましょう。

●こまめに水分補給をしましょう。

●自力で水分が飲めない、意識がない場合は、救急車を要請するか医療機関を受診してください。

◆お問合せ先 保健福祉課

税等の納期

6月1日（月）

固定資産税 第1期

忘れずに
納付しましょう！

いきいき百歳体操 あんなこと・こんなこと

「いきいき百歳体操」の説明を聴いてみたい、体操をやってみたいということ、4地区の代表者の方より説明会・体験会開催のご依頼をいただいています。しかしながら、現在、新型コロナウイルスの影響で説明会・体験会を開催できていない状況です。

60歳以上の方には、3月末に「黒滝村元気ふれあい活動ポイント手帳」送付する際、「いきいき百歳体操」のリーフレットを同封させていただきました。

からの運動が大切です。体操中は「1、2、3、4」と声を出して数を数え、体調がすぐれない時や運動中関節に痛みがある時は運動を控えるか痛みのない範囲で行っていただきながら、ご活用ください。

◆お問合せ先

保健福祉課・地域包括支援センター



下市消防署からのお知らせ

付いていますか？
「住宅用火災警報器」

全国全ての市町村で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。家族一人ひとりの尊い命を守るため、また、火災の早期発見のため進んで取付けてください。

※悪質訪問販売・悪質な点検業者に
ご注意ください

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売、訪問点検による被害が報告されています。消防職員が販売することはありませんので、おかしいと思ったらサインや押印をしないで、消防署にご連絡ください。

◆お問合せ先 奈良県広域消防組合
下市消防署・黒滝分署

ケーシー先生の英語レッスン
~Casey's English lesson!~

ケーシー先生が今日から使える便利な英語を紹介します！

今月の一言 / Japanese word of the Month

気をつけて / Take care

“See you later, take care.”で、“じゃあまたね、気をつけて”という意味になります。友達や親戚、誰かと別れるときに使ってみましょう。



今月の写真
Photo of
the Month

沖縄の座間味島に行ってきました！

図書室だより

わかすぎふれあいセンター図書コーナーには、現在約5,300冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

■貸し出し日 月～金曜日（祝日は休み）

■貸し出し期間 2週間

※ただし、それ以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

4月23日から5月12日は「こどもの読書週間」です。この機会にあなたのとびっきりの1冊をみつけませんか？

（児童書） とうかいどうちゅうひざくりげ 東海道中膝栗毛
原作・十返舎一九 文・森 いたる

不連続きの栃面屋 弥次郎兵衛と居候の喜多八は、厄落としのためお伊勢参りの旅に出ます。二人は旅の途中で狂歌・洒落・冗談をかわしあい、いたずらををはたらいては次々と騒ぎを起こします。

社会の授業で習って名前は知っているけど、読んだことがないという人も多いかと思います。この機会に読んでみてはいかがでしょうか。



てんいち先生



毎月11日は
【人権を確かめあう日】
黒滝村人権・同和問題
啓発活動推進本部

人口・世帯数 (4月1日現在)

男	331人	(-5)
女	357人	(-6)
計	688人	(-11)
世帯	359世帯	(-2)

村の施設の電話番号 市外局番(0747)

役場	62-2031
I P 電話【0747-68-9200 ～9203】	
防災無線電話音声対応サービス (専用ダイヤル)	62-9010
教育委員会	62-2314
I P 電話【0747-68-9204】	
診療所	62-2747
I P 電話【0747-68-9700】	
歯科診療所	62-2621
デイサービスセンター (社会福祉協議会)	62-2850
I P 電話【0747-68-9023】	
こもればいホール	62-2280
黒滝駐在所	62-2034

観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
(株)黒滝森物語村 62-2770



ペットはその命を終えるまで、終生大切に飼いましょう ～終生飼養の徹底について～

《ペットを飼育している方へ》

ペットはその命を終えるまで、責任を持って終生大切に飼いましょう。それでも「飼えないかも」と思った時は、次の方法について考えてみてください。

1. 不妊去勢手術を考えましょう

咬みぐせなどの攻撃性は、不妊去勢手術によって改善する場合もあります。

※その他病気による不調が原因の場合もあります。

また、子犬、子猫が産まれてしまってこれ以上飼えないなら、飼い犬・飼い猫に不妊去勢手術を受けさせましょう。

2. 訓練士などに相談しましょう

動物の問題行動は、しつけや飼育環境を変えることで改善できる場合があります。

3. 新しい飼い主を探しましょう

引越しや家族の介護等で犬・猫をどうしても飼えなくなった時は、新しい飼い主を探してください。親戚、ご近所や知人をお願いしたり、近くの商店に張り紙をさせてもらったり、情報誌やインターネットの里親募集サイト等で飼い主を募集する方法もあります。

新しい飼い主を見つけるため、あらゆる手を尽くしてください。

以下の場合、原則、県では引取りをお断りします。

- (1) 新たな飼い主を探す努力を行っていない場合
- (2) 犬猫が老齢又は病気であることを理由とする場合
- (3) 子犬や子猫の引取り依頼において、不妊去勢手術等の指示に従わない場合
- (4) 引取りを繰り返し求められた場合
- (5) 飼養が困難とは認められない場合
- (6) 犬猫等販売業者から引取り依頼があった場合

県でも獣医師による飼い方相談を実施していますのでご利用ください。

なお、動物を捨てることは法律で禁止されており、100万円以下の罰金が科せられることがあります(令和2年6月1日から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に改正されます)。

《所有者の判明しない猫の引取り依頼を検討されている方へ》

令和元年6月19日に動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました(以下、「改正法」という)。

所有者の判明しない猫の引取りを依頼される場合、改正法に規定された以下の要件に該当しないか、保健所で確認を行います。要件に該当する場合は引取りをお断りすることとなりますので、ご依頼の前に保健所へご相談いただくようお願いします。

○改正法に規定する要件

周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合

◆お問合せ先 吉野保健所 ☎0747-52-0551



わたくしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。

・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。

黒滝村村民憲章